

外国人建設労働者の現場受入れに関する管理要領

1. 基本ルール

外国人の現場入場に際しては、建設現場における就労が可能であるとする在留資格が必要です。現場への入場の際は、事前に協力会社より提出された「外国人技能実習生建設現場入場届出書」又は「外国人建設就労者等建設現場入場届出書」又は「外国人労働者就労届」に添付された書類の内容を確認・審査すると同時に、在留カードによる本人確認、在留期間、在留資格のチェックを行い、日本語の理解度(最低限の安全指示や安全看板の理解度)を確認してください。

2. 在留資格の種類

外国人が日本国内で働ける資格は下記のとおりですが、「建設業の作業員」として働く場合は、△又は○又は◎の資格となります。

【在留資格一覧表】

No.	在留資格	No.	在留資格	No.	在留資格
1	外交	11	研究	21	短期滞在
2	公用	12	教育	22	留学
3	教授	13	技術・人文知識・国際業務	23	研修
4	芸術	14	企業内勤務	24	家族滞在
5	宗教	15	介護	25	○特定活動(外国人建設就労者)
6	報道	16	興業	26	◎永住者
7	高度専門職	17	技能	27	◎日本人の配偶者等
8	経営・管理	18	○特定技能	28	◎永住者の配偶者等
9	法律・会計業務	19	△技能実習	29	◎定住者
10	医療	20	文化活動		

3. 外国人建設就労者の種類

- ① 外国人技能実習1号(入国後、原則2ヶ月間、座学講習必要)
 - ※ 在留期間は座学講習を含め1年間
- ② 外国人技能実習2号
 - ※ 技能実習1号での1年間の実習が終了後技能検定基礎級受験(実技、学科試験必須)で合格した場合に技能実習2号に移行できる)
 - ※ 在留期間は2年間
- ③ 外国人技能実習3号
 - ※ 技能実習2号から3号への移行は、技能検定3級等(実技試験のみ)の合格が必要
 - ※ 在留期間は2年間
 - ※ 2号から3号への移行時は1カ月以上の帰国が必要
- ④ 外国人建設就労者
 - ※ 技能実習2号又は3号から建設特定活動に従事することができる
 - ※ 在留期間は2年又は3年(一時帰国が必要)
 - ※ 制度は2022年度末で終了
- ⑤ 特定技能1号(14分野)(建設含む)
 - ※ 特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする在留資格
 - ※ 建設は11業種(①型枠施工②土工③内装仕上げ/表層④左官⑤屋根ふき⑥コンクリート圧送⑦電気通信⑧トンネル推進工⑨鉄筋施工⑩建設機械施工⑪鉄筋継手)
 - ※ 在留期間は1年、6カ月又は4カ月ごとの更新、通算で上限5年を超えることができない
 - ※ 技能水準は試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
 - ※ 日本語能力水準は、試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
 - ※ 家族の帯同は認めない
- ⑥ 特定技能2号(2分野)(建設、造船・船用工業のみ)
 - ※ 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業種に従事する外国人の在留資格
 - ※ 在留期間は3年、1年または6カ月ごとの更新、在留期間の更新制限はなし
 - ※ 技能水準は試験等で確認
 - ※ 日本語能力水準は試験等の確認不要
 - ※ 家族の帯同は要件が満たせば可能

4. 施工体制台帳に添付する書類

共通:井森様式 第5号-1(施台-17-01)

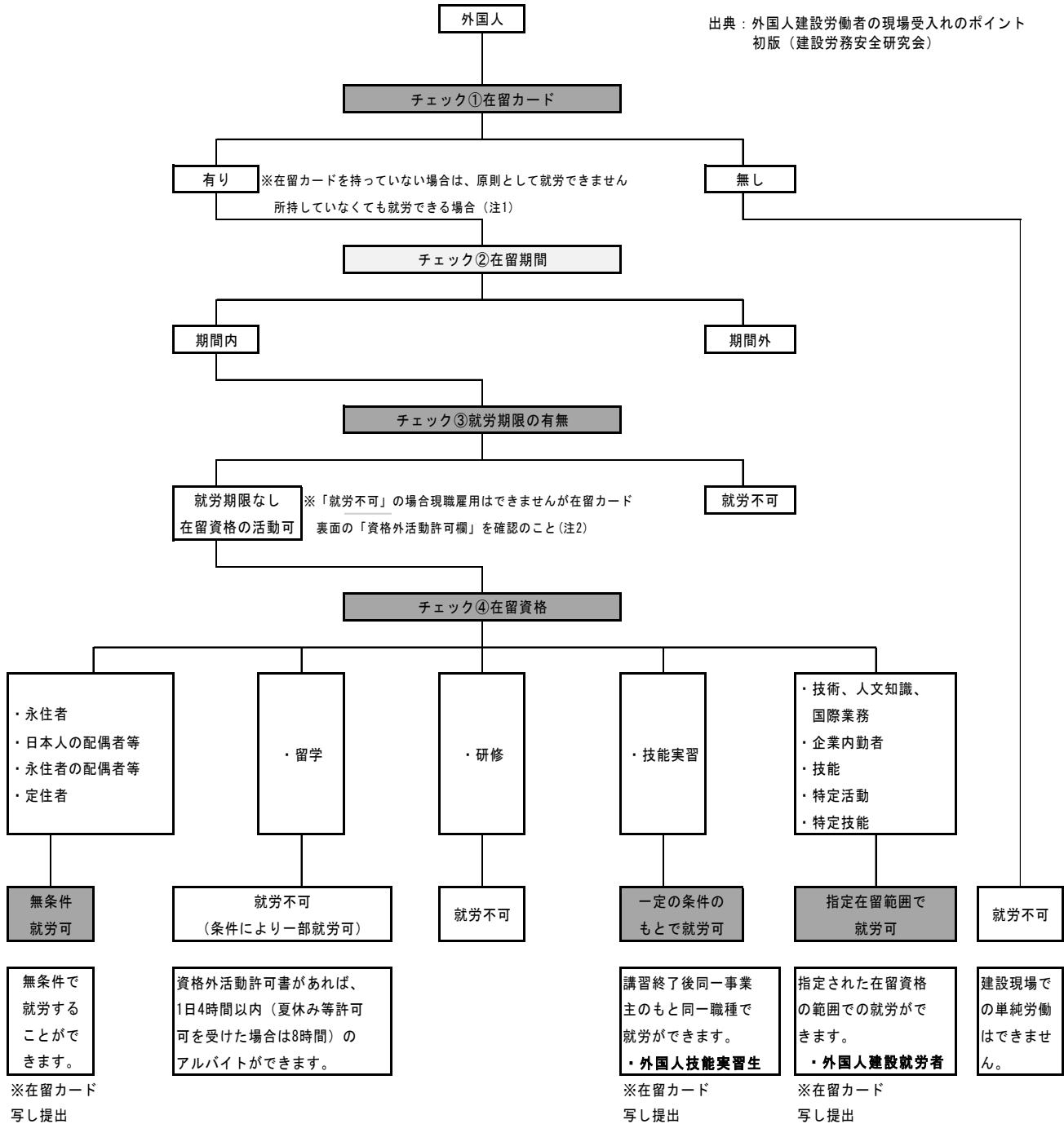
○:井森様式 第5号-3(施台-17-03)

△:井森様式 第5号-2(施台-17-02)

◎:井森様式 第5号-4(施台-17-04)

5. 外国人の就労可否に関するチェックフロー

出典：外国人建設労働者の現場受入れのポイント
初版（建設労務安全研究会）



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。



ポイント 2 在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

ポイント1で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。）」
①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。
- ②「許可（「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
②については、地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。
- ③「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」
③については資格外活動許可書を確認してください。

6. 在留カードの確認方法

- ① 在留カード番号 → 入国管理局のページで“在留カード”の有効性を確認して下さい。
 <出入国在留管理庁 在留カード等番号失効情報照会>
<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>
- ② 在留期間 → 在留期間の満了日が過ぎていないかを確認して下さい。
- ③ 就労制限 → 就労の制限が無いことを確認して下さい。
- ④ 在留資格 → 建設現場に就労可能な在留資格かどうかを確認して下さい。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

「在留カード」の主な記載内容

1

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

(表面)

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
 GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No. AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH 就労制限の有無 就労不可
 NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F, 国籍・地域 米国
 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号
 ADDRESS

在留資格 留学
 STATUS Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2023年07月01日)
 PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D Y M D

許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) MOJ

許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日

このカードは 2023年07月01日まで有効 です。 出入国在留管理庁長官

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。(注)

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

④ 在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

② 在留期間(満了日)

在留期間中は(満了日まで)本邦に在留することができます。

③

(裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

在留カードは、正規に我が国に中長期間に在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

資格外活動許可欄: 許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留資格変更許可申請欄: 在留資格変更許可申請中

(注) 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

「特別永住者証明書」

日本国政府 特別永住者証明書 番号 EF12345678GH
 GOVERNMENT OF JAPAN SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE No. EF12345678GH

氏名 洪 吉蔵
 NAME HONG KILDONG

生年月日 1970年03月31日 性別 男 M.
 DATE OF BIRTH Y M D SEX

国籍・地域 韓国
 NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号
 ADDRESS

この証明書は 2026年04月01日まで有効です。 出入国在留管理庁長官

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書番号

特別永住者証明書番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

交付者

2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

出典: 出入国在留管理庁ホームページ

7. 在留カードの更新について(参考)

在留期限が切れると、外国人は日本に滞在できなくなり働くこともできません。よって在留期限の前に、在留カードの更新手続きを行う必要があります。在留カードを更新する際は、新しい在留期間を決めるために審査が行われます。外国人が在留している間の素行、日本で安定して生活できているか、在留資格に許可されていた活動をしっかりと実行したのか、などが審査の対象となっています。また、審査に約2週間～3ヶ月かかります。

① 永住者でも更新が必要

「永住者」と「高度専門職2号」の在留期間は無期限ですが、在留カードの有効期限は、その在留カードの交付日から起算して7年となります。例えば、交付日が2020年1月1日であれば、その在留カードが2027年1月2日に失効となります。続けて日本に滞在する場合は、在留カードの更新が必要です。ただし、この場合の在留カードの更新手続きは審査がない場合がほとんどです。

② 更新のタイミング

在留カードの更新タイミングは在留資格によって異なります。「永住者」と「高度専門職2号」の外国人は、在留期限の2ヶ月前から在留カードを更新できます。そのほかの在留資格は、在留期限の3ヶ月前より更新を行うことが可能です。更新にかかる時間は、約2週間～3ヶ月かかることが多いです。在留期限までに更新を完了できるように、余裕を持って申請を行うことが重要です。また、出張や留学などで申請の日程があわない場合は、前倒して申請することが可能です。

③ 在留期限切れの外国人を雇用した罰則

在留期限が切れると、その外国人は働けなくなります。在留期限が切れている外国人を働かせると、雇用主が「不法就労助長罪」に問われ最長3年の懲役もしくは最大300万円の罰金が科される可能性があります。

④ 更新中は在留期限が延長

入国管理局の混雑状況によって、在留カードの更新審査期間が長引くことがあります。もし、審査の結果が出る前に在留期限が切れてしまった場合、現在の在留期限が2ヶ月延長されます。就労の制限には変わりがないので、引き続きその外国人を雇用しても問題ありません。在留カードの裏面に「在留資格変更許可申請中」という印鑑があれば、在留カードの更新申請を出したと証明され在留期限が2ヶ月延長となります。ただし、更新の結果がおけると在留期限に問わず、現在の在留カードが失効します。